

立教中学校の新学制への移行過程

—「教務日誌」を手がかりに—

舟橋正真

はじめに

アジア太平洋戦争敗戦後、占領軍統治下の日本では、戦前の軍国主義教育を排除し、民主主義教育へと転換させる戦後教育改革が展開された。そのなかで一九四七年に「教育基本法」と「学校教育法」が制定され、「六・三制」（六・三・三制）と呼ばれる単線型の新たな教育制度が誕生した。これにより、義務教育として小学校が六年間、中学校は三年間と定められ、一九四七年四月から新学制が実施されることとなった。その結果、同月に全国各地で新制中学校が発足したのであった。

これまで先行研究では、三羽光彦『六・三・三制の成立』が国レベルの政策決定過程を分析し、新学制の成立

過程を実証的に明らかにした。しかし同書は、各地域における新学制の発足と展開に関する検証までには至っておらず、その点は著者も今後の課題として挙げている¹⁾。それは、六・三制にみられる戦後教育改革を日本側の主体的な所産とする仮説を実証した土持ゲリー法一『六・三制教育の誕生』についても同様のことが指摘できる²⁾。また、新学制実施による新制中学発足については、先駆的研究として赤塚康雄『新制中学校成立史研究』が挙げられるが、先述の諸研究と同じく制度成立史に重点を置くものであった³⁾。

各地域の中学の事例については、自治体史や各校沿革史のなかで成果が蓄積されているが、そのなかでも『東京都教育史（通史編四）』は、都内新制中学の創設と教

育内容の通史を詳述し、都内中学の事例を明らかにしている。だが本書の重点は、公立中学の叙述にあり、私立中学については、東京都の公費支給を受けて地域の新制中学生を引き受けた「委託学校」とそれを辞退した「自由募集校」の概説やその実態への言及にとどまるものであった。⁴⁾

以上の点を踏まえ、本稿は、戦後の立教中学校（以下、立教中）を分析対象とし、新学制への移行過程を明らかにすることを目的とする。先行研究としては、伊藤俊太郎『立教中学校 二十世紀』⁵⁾や『立教中学校一〇〇年史』⁶⁾の諸研究を挙げる事ができる。これらの研究は立教関係の諸史料を活用し、新学制への過程を立教学院の再建として詳述しているが、敗戦後の学制改革に向けた議論の始まりから新学制の実施までの立教中内の動向については、必ずしも明らかにされたとはいえず、検討の余地は十分残されている。

そこで本稿では、先述の課題を乗り越えるため、立教池袋中学校・高等学校所蔵の「立教中学校関係資料」⁷⁾を利用し、そのなかでもとくに「立教中学校教務日誌」（以下、「教務日誌」と略す）を活用する。それは、同日誌が立教中内の動向を分析する上で最も有用な史料と考えるからである。「教務日誌」は、すでに伊藤氏によって紹介されているが⁸⁾、立教中関連の通史への部分的な

利用にとどまっており、その内容の本格的な検討は端緒の段階といっても過言ではない。

こうした点から本稿は、「教務日誌」にみる新学制への移行過程を丹念に辿り、他の「立教中学校関係資料」も駆使することで、立教中内の実相を明らかにし、ひいては立教史のさらなる掘り起しを目指すこととする。なお、「教務日誌」の分析対象時期は、敗戦直後から新制発足までの一九四五年八月～一九四八年三月とする⁹⁾。

一 敗戦後の再建

一九四五年八月、日本はポツダム宣言を受諾し、降伏した。一五日正午には、昭和天皇の終戦の詔書がラジオで全国放送された。いわゆる「玉音放送」である。日本の敗戦を受け、立教中では、三日後の八月一八日に「全職員会」を開き、「戦争終結ニヨル臨時措置等ニツキ懇談」した¹⁰⁾。そして二〇日には、「四年一部ヲ除キ、全校（附設課ヲ含ム）」生が登校し、帆足秀三郎「学校長ヨリ大詔ニ就テ訓辞」がなされ、「今月中、休校」とした¹¹⁾。

九月一日、休校明けの立教中では全校生が登校し、「大東亜戦争終結後ノ正規授業ニ復」帰した¹²⁾。それ以降の立教中では、九月三日に「『軍人勅諭』奉唱ヲ中止」

にするほか⁽¹³⁾、二〇日には、一九三九年より毎月二二日に行われていた「『青少年学徒ニ賜レル勅語』ハ今後、五月二十二日ニノミ捧読式ヲ行フコト」とし⁽¹⁴⁾、さらに「国旗掲揚ハ今後、四大節其他特別ノ日ニノミ行フコト」、「ゲートル着用・集団登校ハ之ヲ廃スルコト」を決定するなど⁽¹⁵⁾、戦時下教育から徐々に脱していった。

さらに一〇月二六日には、次のことが決議されており、立教中の脱戦時下教育の様相は顕著となった。

イ、毎朝礼時ノ宮城遥拝ハ向後特定ノ日ニ於テノミ行フコト。

ロ、朝礼時ノ集合ハ全員無帽ノコト。

ハ、朝礼時ノ人員報告ハ中止シ、各組主任ニ対シ、礼ヲ為スコト。

ニ、職員ニ対スル場合モ生徒間ノ場合モ脱帽ノ礼ヲ為スコト。

ホ、校内ニ於テ一々職員ニ対シ敬礼ノ必要ナキコト⁽¹⁶⁾。

このように立教中は、敗戦から二カ月余りで、戦前の態勢へと復帰していったことがわかる。しかしこの間、立教学院では三辺金蔵大学総長や帆足秀三郎中学校長（兼大学学監）等一名の幹部が「信教の自由侵害」に関するGHQ覚書により、追放を命じられる問題が発生した⁽¹⁷⁾。帆足校長は、三辺総長とともにGHQの求めに

応じ、一〇月二二日に出頭しており⁽¹⁸⁾、その経緯は二四日に立教中の幹部たちに伝えられ⁽¹⁹⁾、二九日に臨時職員会が開かれた。ここでは、帆足校長から「司令部ノ指令ニ関シ、説明」があり、その後「懇談」が行われた⁽²⁰⁾。

このような経過を経て、翌一月に帆足校長は職を辞し、後任には学院監事の須藤吉之祐が就任することとなった⁽²¹⁾。須藤は、大学総長・工業理科専門学校長・中学校長の事務取扱となり、敗戦後の混乱期にある立教学院の立て直しを任された。これに対し立教中では、「中学校の現状を熟知していない大学総長が中学校長を兼任する制度にも疑問が持たれた」ため、教務主任であった花房正雄が「中学主事として実質的な運営にあたることになった」⁽²²⁾。

なお、「教務日誌」には、須藤が就任早々、立教中の校長事務取扱として始動する様子が確認できる。具体的にみると、十一月五日の「豊島区学校（隣組）常会」への出席⁽²³⁾、そして一九日に「都南商業校舎ノ件ニ就テ要談」し⁽²⁴⁾、一二月一日には立教中幹部と「人事其他ニ就テ打合ヲ行」っている⁽²⁵⁾。

一九四六年四月、中等学校の修業年限は四年から五年に延長され、立教中は五年制に復帰した⁽²⁶⁾。そして「新入学考査」を実施し新一年生を迎え、一三日に新年度の授業を開始した⁽²⁷⁾。また、九月からは戦時中の「学校報

国団」結成により解散していた「学校市制」（生徒・教職員一体の「学校自治体」）が復活した。⁽²⁸⁾ 九月七日付「教務日誌」には、「授業三時限。後、学校市参事会及学校市会」⁽²⁹⁾とあるが、当初は、「当時の最上級生は、太平洋開戦後に入学した生徒であった」ため、「戦前の市制を知るはずもなく」、また「民主主義のミの字も知らず、多数決のルールさえ知らなかった当時の中学生が、いきなり与えられた自治制度を充分使いこなせるはずがなかった」という。⁽³⁰⁾

このように敗戦後の立教中が始動する一方、学院の本格的な再建は、正式な専任の総長就任を待たねばならなかった。そのなかで同年六月に須藤が辞任し、都立高等学校長の佐々木順三が後任として正式に任命されることとなった。⁽³¹⁾ 佐々木は大学総長・工業理科専門中学校長・中学校長を兼任し、学院の本格的な再建に向けて尽力していった。そして、次章以降で検討する新学制への移行にあたっては佐々木は、主導的な役割を果たすこととなる。

一九四六年五月七日、いわゆる「教職追放令」と呼ばれた勅令第二六三号「教職員の除去就職禁止及復職の件」が制定された。⁽³²⁾ これにより、官公私立学校の教職員等は適格審査委員会の審査を受けなければならなくなった。具体的には、「五月七日以後ノ新規採用者（授

業ヲ受持ツ一切ノ教職員ヲ含ム〔中略〕ニツイテハ適用審査委員会ノ審査ヲ受ケ判定ノ後採用」⁽³³⁾（二〇日付通達）、「教員は職の如何に拘らず凡て審査を受ける」（二七日付通達）⁽³⁴⁾とする諸通達が出されている。

これに対し立教中では、六月一九日の「打合会」で「適格審査員予選ヲ主題トシテ」協議し、七月五日には、佐々木校長同席のもと「教職員適格審査調査表二関スル打合会」を開いている。⁽³⁵⁾ その後の経過を「教務日誌」から辿ると、先述の「打合会」の結果、七月一〇日に花房主事と小木鐵彦教頭が「東京都庁へ教職員適格審査調査表」を提出し、一九日にも花房主事が「適格審査調査表ノ件」で「東京都庁へ出張」している。⁽³⁶⁾ さらに翌月二六日には、「柴田〔甚太郎〕氏適格審査ノ件」で「都教育局」へ出向き、翌年一月にも「適格再審査ノ件」を都に「申告」している。⁽³⁷⁾ ちなみに、一九四七年（立教中学校書類）所収の「学校要覧」によれば、現職の立教中教職員ほとんどが一九四六年二月五日付で適格審査を通過したことが確認できる。⁽³⁸⁾

次年度以降も教職員適格審査は継続され、花房主事が度々東京都庁へ出張することとなった。例えば、六月三日には、「齋藤正夫・佐佐木厚・長澤隴子三氏ノ件二就テ」、東京「都適格審査室ニ出張」している。⁽³⁹⁾ 五日の「教務日誌」には、「佐佐木厚氏、本日ヨリ講座停止。

(復員ニヨリ判定マデ)⁽⁴²⁾とある。これは、五月二七日付で、二二日付GHQ指令「復員軍人教職に採用の件」を通知する文部省通達を受けての対応であり⁽⁴³⁾、その内容は、「日本軍隊より復員せる人々」は、「適格審査に合格して認可を得れば、直ちに教職に就くことが出来る」というものであった⁽⁴⁴⁾。その後、同月三日の適格審査の件については、六日、七日と連続して花房主事が「都審査室」へ出張しており⁽⁴⁵⁾、その結果として後日、「佐佐木厚・長澤両氏」が審査に「通過」し、「齋藤氏」は「保留」になった⁽⁴⁶⁾。以上から立教中では、教職員適格審査の手続きを花房主事が中心的に担い、東京都との対応に奔走する様子が浮き彫りになった。

本章の最後に、敗戦直後の立教中における二つの会議の存在に触れておく。それは、「当番会」と「木曜会」のことである。まず、「当番会」とは、いわゆる職員会と同じ性格を有すものである。この名称は、一九四六年一月一二日以降の「教務日誌」にみられ⁽⁴⁷⁾、おおむね毎週金曜日に開かれている。同会では、主に「臨時考査ノ件」や「学期末ノ行事ノ件」などが協議され⁽⁴⁸⁾、一月二二日からは名称を「週協議会」へと改称している⁽⁴⁹⁾。

次に、「木曜会」は、一月一六日の会合がその始まりであり、同日の「教務日誌」には、「校長室ニ佐々木校長・花房・小木・大澤・小林・竹田以上六氏会合、今

後木曜昼食後、会合ヲ為スコトトス」との記録がある⁽⁵⁰⁾。この「木曜会」には、主に前記の幹部たちが参集し、立教中が新制を発足させるまでの間、学校経営や学制改革などの重要事項を協議する場となった。具体的には、翌年一月二三日に「授業料改正其他協議決定」を行い⁽⁵¹⁾、二月以降は「木曜会兼六三制検討委員会」等が開かれている⁽⁵²⁾。

二 学制改革への対応

戦後の教育改革の中心は、六・三・三・四制による学体系の改革であったといえる。とくに六・三制は、一九四六年四月のアメリカ教育使節団報告書に記され、これに基づき教育刷新委員会は改善点を検討し、教育民主化の精神を学校制度に実現する方針で六・三制の改革を決定した。この方針を受け、文部省は学制改革に着手したが、新制中学校の改編は困難が多く、年数をかけて徐々に行う意見もあつたが、一九四七年春に開始するとのGHQの方針により、実施を強行することとなったとされる⁽⁵³⁾。

次年度からの新学制(六・三制)実施が迫るなか、一九四六年二月二日の「教務日誌」には、「午後二時ヨリ東京女ニ於テ、私立中等学校協会主催校長並父兄代

表会アリ、花房出席」とあり、そこに「六三問題並補助金ノ件ニ就テ」との記録が初出する。⁵⁴⁾二三日には、花房主事が「都教育局ノ招致ニヨリ出頭」しており、それは「六三問題ニ就テ」の「招致」であった。⁵⁵⁾翌年一月一日にも「青山学院ニ於ケル六三制ニ対スル協議會」に佐々木校長と花房主事が出席しており、さらに二月五日に立教中の図書室で、「六三制ニ関スル」「豊島区中等学校臨時集會」が開かれ、その翌日に立教中幹部たちは「木曜會兼六三制檢討委員會」のために参集し、協議している。⁵⁷⁾

他方、東京都教育局からは一九四七年一月二五日、「新学校制度は明年度から実施される見込であるが、その実施要領は確定に至つてゐない」とし、「委託を受諾せると否とに拘らず、又入学資格の如何を問はず、昼夜間制何れの学校も、追て何分の指示あるまで」、次年度（一九四七年度）入学者募集を「一切これを差控へられたい」との通達が出された。⁵⁶⁾その後の経過を先取りすれば、東京都は一九四七年四月の新制中学設置を進めていくことになるが、「大半の学校では内実は伴つて」おらず、「ほとんどの区市町村立校は公立小学校や旧制都立校に併置、すなわち間借りの状態で出発した」ため、「私立学校に公費を支払つて地域の新制中学生を委託する」対応をとらざるを得なかつた。⁵⁸⁾

だが実際のところ、委託を引き受けた私立中は五八校であり、「都内私立中学校の大半」は委託を引き受けない「自由募集校」となつた。例えば、千代田区では私立新制中学が二一校発足し、そのうち委託校は一校のみであつたが、杉並区のように一八校中七校が委託生を引き受ける例もあつた。このほかキリスト教主義の中学のほとんどは自由募集校になつた。⁵⁹⁾なお、立教中は一月二十九日に「暁星中学ニ於ケル不受諾校懇談會」に花房主事と小木教頭が出席していることから、委託生を受け入れない方針であつた可能性が高い。

また二月一二日には、「学校制度が改革されることになれば、御校においては、私立中等学校として、自主的經營を続ける申出でに、接してゐるが、右は、左記要領を以て、実施される見込である」とし、次の一から六の要領を記す通達が東京都教育局から出された。

- 一、もちろん、授業料の徴収は差支へない。
 - 二、教科課程は新制のものに拠る。
 - 三、生徒は、義務教育をうけたものと同等に取扱はれる。
 - 四、地域制の適用はうけない。
 - 五、入学者を選抜することもできる。
 - 六、男女共学は随意である。⁶⁰⁾
- この通達で、東京都は「昭和二十二年度入学募集予

定」の提出を求めており、立教中は、学級数五、生徒数二五〇名を募集予定とし、教室施設状況については、「震災ヲ免レ施設異状ナキモ男女共学ノ設備ハ無シ」と報告している⁽⁶⁵⁾。

そして二月一七日には、文部省から次のような通達が出された。それによれば、文部省は「中学校は昭和二十二年度、高等学校は二十三年度、大学は昭和二十四年度から順次実施する原案で準備を進めている」ことを伝え、「学校制度の改革については、閣議の決定、議会の協賛等の手続き順序を経て、正式に決定実施されるはずであるが、その実施に対しては、各方面とも事前に研究を進める必要がある」とし、「新学校制度実施準備の案内」を配布した⁽⁶⁴⁾。

なお、「教務日誌」には、二四日に「六三制ニツキ豊島区学校隣組ノ会合」が開かれ、それに花房主事が出席したとあるが⁽⁶⁶⁾、「六三制ニツキ」との記録からも、この会合で、先述の文部省通達を受けた話し合いがもたれたとみてよいだろう。

こうしたなか、二月二六日に「義務制三ヶ年延長実施計画案」が閣議決定され、これによって「修業年限三ヶ年の中学校を置き昭和二十二年から実施」されることとなった⁽⁶⁶⁾。東京都教育局は翌月一三日、「私立中等学校の自由募集について」の通達を出し、「各校御当局に

置かれては其区当局と御連絡の上、自由の御立場を以て御態度を決定せられんことを惻願⁽⁶⁷⁾する一方、翌日には「新学制実施に関する件」を議題とした「公私立中等学校長会議開催」(三月二九日)の案内を送っている⁽⁶⁸⁾。「教務日誌」には、二九日の「都立一中二於ケル学校長会議」に花房主事が出席していることがわかる⁽⁶⁹⁾。

また、東京都教育局は三月二四日、「中学校設置について」の通達を出し、「学校制度の改革は、教育根本法及び学校教育法の施行により確定するものであつて、未だその全貌は明確でないけれども、昭和二十二年より実施されることになつて」いるため、「現に中等学校令に拠つて設置された学校の新三年生以下はこれを学校教育法に拠る中学校に転換して収容しなければならぬが、これについての設置認可は本都長官において、最も簡潔に処理することといたしたい」と伝えている⁽⁷⁰⁾。この申請にあたっては、次のような要領が通達された。

一、〔中略〕

二、新一年を募集しない学校でも、新二年と新三年とを以て、新制中学校が編制されるから、この申請は遅滞なくされたい。

三、〔中略〕

四、学則制定の上は直ちに御送付願ひたい。

五、新四年 新五年及び高等科並びに専攻科は、本

年度限り、従来の校名のもとに中等学校生徒として残ることを諒知されたい。⁽⁷¹⁾
六、授業料額の変更は、今後届出で制とすること、し、この際、同時に御届け願ひたい。

七、学校名称は、なるべく、「○○○中学校」とすることとし、「○○○学園中学部」とするも差支へなく、今後中学校生徒を收容せず、現に残る下級生のみを以て、中学校を編制せんとするのは「○○○高等女学校併設中学校」[]とすることが望ましい。⁽⁷²⁾

このなかでもとくに「五」は、新制中学発足にあつての猶予を意味し、一九四七年度の四年生と五年生は中学生として中学に残留させ、この年度は旧制と新制の中学生を併置させる形式をとるというものであつた。それは、一九四八年四月の新制高等学校発足までの学年移行措置であつたと考えられる。

ともあれ、三月三十一日に教育基本法と学校教育法が公布・施行され、四月より新学制（六・三制）が始まつた。東京都教育局は同日、「学制改革（六三三制）」による中学校制度実施について」の通達を出し、「新制中学校実施要綱」を配布した。⁽⁷³⁾ この「要綱」によれば、新学制の実施期間は一九四七年四月からとし、「新制中学校」の「開校は四月二十五日を目途とする」とした。ま

た制度面では、「就学義務年限を三年」とするものの、「昭和二十二年度は第一学年だけを、昭和二十三年度は第一、第二学年を、昭和二十四年度以降は第一、第二、第三学年を義務制」とし、「昭和二十二年度の第二、第三学年及び昭和二十三年度の第三学年は義務就学外として実施することとなつた」⁽⁷⁴⁾。

こうして同年四月、東京都を始め全国に公私立の新制中学校が発足した。⁽⁷⁵⁾ 以下では、都内私立の新制中学として、立教中と同じキリスト教主義学校の事例をみていく。例えば、明治学院では四月に新制中学を発足させたが、文部省による新学制に伴う学年移行の猶予策に沿つて、新制中学開設後も新制中学校と旧制の中学部が併存する形がとられた。⁽⁷⁶⁾ 一方、青山学院は同月に男女共学の中等部を設置し、中学部と高等女学部の二・三年を中学部併設中等部、高等女学部併設中等部に改称した。そして翌年には、中学部を新制高校である高等部、高等女学部を女子高等部に改組し、一九五〇年四月に両部を統合して男女共学の高等部を設置した。⁽⁷⁷⁾

このほか東京都以外の事例では、同志社が旧制中学を新制に改組の上、それを新制中学（男女共学）と新制高校に分離し、中学は一九四七年四月、高校は翌年四月に新設している。⁽⁷⁸⁾ また、関西学院は新旧中学部を併設させたが、新制中学部には新入生を迎えるものの二年以上

の生徒は旧制中学部にそのまま所属させる対応をとっている。⁽⁸¹⁾

以上のように、キリスト教主義学校の多くは、一九四七年四月に新制中学を発足させたが、当初は新制中学と旧制中学を併設することで、急激に推進された学制改革に対応したことがわかる。それでは、立教中はどのような新制へと移行していったのだろうか。

三 新学制への移行

立教中の新学制への移行過程は、立教学院全体の再建の一環のなかで展開された。⁽⁸²⁾ 立教学院では、一九四六年末頃から学院理事会で、再建プランとして「学園拡張案」の議論が始まり、翌年三月六日には、ポール・ラツシュの計画に基づく「立教学院拡張計画案」が紹介されている。⁽⁸³⁾ この計画の詳細は不明であるものの、四月一日付の募金募集の認可申請書添付の文書には、「将来の計画」として「大学の建学方針をより完ふする為、初等学校を新設して中学―高等―大学と一貫し、進学に便利の道を拓き且つ建学方針の徹底を期する」とし、「併行して大学に医、理、法、政等各部を設けて名実俱に総合大学として恥かしからぬ大学を造り上げる」と記されている。⁽⁸⁴⁾ すなわち、学院拡張計画は戦後立教の一貫教

育の構築と総合大学の完成を目指すものであったことは明確である。

四月一七日の「教務日誌」には、「昼食時、佐々木校長ヨリ立教学院拡張計画案二就テ指示アリ」⁽⁸⁵⁾との記録があり、それは、前記の内容を立教中の教職員に説明したものと考えられる。そして七月以降、立教では新学制に向けた対策協議会を開催し、次年度の準備を始めた。七月二日には「立大図書館ニ於テ新学制対策協議会」を、翌月八日には「第二回新学制対策協議会」をそれぞれ開いており、立教中からは花房主事たちが出席したことがわかっている。⁽⁸⁶⁾

さて、これまで立教学院や立教中の沿革史では、新制立教中の発足は一九四八年四月とされ、それは「五年制の旧制中学校を二分して新制の中・高とするため」⁽⁸⁷⁾と語られてきた。ところが奈須恵子氏（教育史）が「立教中学校関係資料」のなかから発見した文書（一九四八年「立教中学校一覽表」）には、通説とは異なる新制立教中の設置認可年月日が記録されていたのである。それは、立教中が設立認可を受けた「明治三十一年四月二日」の上に訂正線が引かれ、そこに矢印で「新制中学八昭和二十二年四月一日」と明記するものであった。⁽⁸⁸⁾

この発見に立ち会った筆者は、他の「立教中学校関係資料」を追加調査した結果、次の二つの文書をつつける

ことができた。一つ目は、一九四七年度「学校要覧」であり、そこには、「一、昭和二三、四、一、新制中学設置」との記録が残されていた。二つ目は、一九四九年度「立教中学校一覧表」である。この一覧表のなかの設立認可年月日記載の欄には、やはり「昭和廿二年四月一日」⁽⁸⁷⁾との記録が確認できた。

こうした事實は、立教中が一九四七年四月から新制中学を発足させていたことを裏付けるものといえる。つまり一九四七年四月の立教中は、前年度と同じ五年制であったが、それは先述の三月二四日付通達に沿った対応であったと考えられ、一年から三年は新制中学、四年と五年は旧制中学として中学内に併置する形をとっていたとみてよいだろう。⁽⁸⁸⁾

なお、立教中は一九四七年六月一日、都教育局から「中学校（新制）設置に伴ふ学則の制定について」との通達を受けていたが、この文書が「私立中学校（新制）設置者」宛に出されていたことも、立教中がすでに「新制中学であった可能性を示すものといえる。この通達は「学校教育法施行規則」に沿って制定した学則の届け出を求めるものであり、⁽⁸⁹⁾ それを受けた立教中は学則案を七月一八日に都に提出している。⁽⁹¹⁾

以上から立教中が、一九四七年四月に新制中学を発足させていたことは間違いない。だが一九四七年度は六・

三・三制への移行（猶予）期間といえ、新学制実施に即した三年制の新制中学発足は、従来通り一九四八年四月とみるのが妥当であろう。

では、この後、立教学院は六・三・三制の発足に向けてどのような過程を辿り、そのなかで立教中は旧制中学との併置から新制中学単独の体制へと移行していくのだろうか。以下では、「教務日誌」からみる立教学院の新制移行の過程を明らかにしていく。

立教学院の新制への移行は、立教小学校（以下、立教小と略す）の新設に始まった。小学校の新設は佐々木総長の構想であったといわれ、その根底には、「我々はもう一度立教の教育を、この〔基督教〕信仰の上にシツカリ樹立すること」が「求められて」おり、「新に小学校を設けて、六、三、三、四、の全学制過程を一貫して宗教々育を施すことが、本筋」とし、「立教学院の宗教々育は、小学校を設けることによつて、地に根をおろした木の如く力強く育つことであろう」との思いがあった。⁽⁹²⁾

さて、「教務日誌」に立教小関連の記録が登場するのは、九月二二日である。それは、「午後一時ヨリ立教小学校新設二関スル委員会アリ、花房出席。（於学院）」との記録であり、その後、二五日に開催された第一〇二回理事会では、「立教小学校新設の件」について、「拡張計画中、先づ第一着手として明年度より立教小学校を新

「設」することが決定されている⁽⁹³⁾。また財団寄付行為の一部改正が協議され、その結果、次のような改正が行われた。以下、理事会の記録を抜粋する。

第二条 財団法人立教学院は日本に於いて基督教主義による教育を行うを目的とし、学校令による立教大学、立教工業理科専門学校、立教中学校、立教小学校及び本法人目的達成のため必要なる事業を維持経営すと改正した。

第四条 本法人に左の役員を置く

理事 八名乃至十三名（五名乃至十名を改める）、監事 二名

なお学校長任命の項に小学校長の任命を加えた⁽⁹⁴⁾。佐々木総長によれば、その後、立教学院内では、翌年四月の小学校開校を目的とし設置準備に入っていた。そこでは、菅岡吉文学部長、森脇要文学部教授を中心として、河西太一郎経済学部長、花房中学校主事、小川徳治と中川一郎両教授、田中愼吾学院事務長、秦二郎大学総務部長等が尽力したという⁽⁹⁵⁾。一〇月二日と一三日に「立教小学校新設委員会」が学院で開かれ、中学からは花房主事が出席しているが、その詳細は不明である。だが一三日には、松崎半三郎理事長より文部大臣宛「寄付行為変更認可申請」が出されており（一二月二日認

可）⁽⁹⁷⁾、先述の委員会で同伴が議論されていた可能性は高い。

一九四八年一月二日、「立教小学校委員会」が開かれ、翌日に東京都知事宛「私立学校設置認可申請書」を提出した⁽⁹⁶⁾。この間、立教学院では、森脇教授と田中事務長が都庁始め関係方面との連絡交渉を進め、準備を急いだようだ⁽¹⁰⁰⁾。一六日午前には「東京都教育局普通課ヨリ立教小学校新設ニツキ調査」があつたが、佐々木の回想によると、東京都教育局は「立教の立場をよく理解し、非常に好意的に計らつてくれ」という⁽¹⁰²⁾。二〇日にも立教学院で小学校新設の委員会が開かれたが（花房主事等出席）⁽¹⁰³⁾、その三日後の二三日、立教小の設置が都に認可された⁽¹⁰⁴⁾。その結果は、二七日の第一〇三回理事会で、佐々木総長から「申請書類は文部省並に東京都に於て好意的に進行中である旨報告」されている⁽¹⁰⁵⁾。この後、翌月一六日午後「立教小学校委員会」が開かれていたが⁽¹⁰⁶⁾、その一方、立教内の校友会館二階の一室では、二月初めより石井孝が設立事務を始め、三月以降は有賀千代吉を中心として伊藤高清、田中きみ、金子洋子など立教小創設のメンバーとなる教職員たちによって四月開校に向けた準備が本格的に進められた⁽¹⁰⁷⁾。

こうして三月六日、「立教小学校入学考査」を実施し、八二名の合格者を得た⁽¹⁰⁸⁾。そして一七日には、小学校長

を兼務する佐々木順三ほか、小川徳治学生部長、竹田鐵三チャプレン、花房中学主事、カール・ブランスタッド、ミス・シエーファー主事、有賀教頭、伊藤教諭、金子教務兼事務、田中教諭たちが総長室に参集し、第一回の職員会議が開催されており⁽¹⁰⁹⁾、あとは四月の開校を待つばかりとなった。

立教小の新設と並行し、立教学院は、一九四八年四月の新制立教高等学校（以下、新制立教高と略す）の創設に着手していく。そのなかで立教中は、現三、四、五年生の主な進学先となる同高の新設の準備が急務となっていた。「教務日誌」によれば、立教中は一九四七年一月の「青山学院ニ於ケル新制高校」に関する「研究会ニ出張」し⁽¹¹⁰⁾、新制立教高発足に向けて動き出した。そして翌年一月二六日午後の「立教高校新設委員会」には、立教中から花房主事、小木教頭、高橋昊教務主任が出席し、翌日の第一〇三回理事会で、佐々木総長が「新学制に伴ひ、来年四月より新制高等学校を新設する事」を「提案」し、「満場異議なく」「承認決定」された⁽¹¹¹⁾。

その後、二月四日午後に「立教高校新設委員会」が開かれ、六日の立教中「週協議会」の場で、「佐佐木喜市氏、立教高等主事内定」が発表されている⁽¹¹²⁾。佐々木喜市によれば、同年一月八日に佐々木総長より「新制立教高等学校の主事としてその創設に当るようにとの」打診

があり、「もともと立教には深い関係があるので」その話を「受けることにした」という⁽¹¹⁴⁾。このほか一二日放課後の「学年主任会」では、佐々木喜市と縣康が出席し、「高校ノ件ヲ主題トシテ」話し合いが行われた。その直後に「理事会懇談会」が開かれており、この場でも新制高校の創設について協議された可能性が高い⁽¹¹⁵⁾。

また新制立教高の教職員は、「中学の花房先生、大学の番匠谷（英一）先生、更に東京大学の旧知の諸教授に依頼してその推薦を請い、総長の承認を得て決定し」という。具体的にみると、校長は佐々木総長が兼務し、そのほか立教大からは縣が教頭、立教中からは小木教頭が教務部長、大沢龍が事務長（中学兼任）に就任することになった⁽¹¹⁶⁾。これらの教職員によって学則や細則が作成され、二月二〇日に東京都知事へ設置認可を申請し、翌月一〇日に認可された⁽¹¹⁷⁾。なお、新制立教高は、発足時「旧制立教中学の当時の三、四、五学年をそれぞれ高校一、二、三学年に編入」させ、「他校から少数の補充を入学させて第三学年二年级、第二学年三年级、第一学年四年级の計九学級を編成」することとなった⁽¹¹⁸⁾。

一方、立教中では、三、四、五年が新制立教高へ進学、一、二年がそれぞれ進級するため、新一年生を募集し、次年度からの三年制発足のための準備が進められた。立教中は、二月二八日に「四・五年級終了式」を行

い、翌月一日から三日まで「新入学考査」を実施した。⁽¹²⁰⁾そして同月二〇日には「三年級以下終了式」が行われ、翌日から「中学ハ来四月四日マデ、高校ハ九日マデ春季休業」とし、⁽¹²¹⁾あとは三年制としての新制立教中の始業を待つばかりとなった。

こうして立教学院では、一九四八年四月に小学校と新制高校が新たに発足した。同月二八日の第一〇四回理事会で佐々木総長は、「立教小学校、新制高等学校が予定通り新学年より発足した事及びその機構と現状」を報告している。⁽¹²²⁾そして前年度設置の新制立教中が、五年制から三年制へ移行したことにより、⁽¹²³⁾立教学院は、初等教育と中等教育における新学制（六・三・三制）への移行を果たしたのであった。

おわりに

本稿は、「教務日誌」にみる立教中の新学制への移行過程を説明するものであった。これまで学制改革への立教中の対応については、新制各校の発足など立教学院の再建として通史的に叙述されてきたが、本稿では、敗戦から新制発足までの一連の過程を立教中の動向に着目し、その実相を明らかにしてきた。

以下では、「教務日誌」の分析によって明らかとなっ

た点を述べることにする。

第一は、敗戦直後の立教中の再建過程と占領改革への対応の一端が明らかとなったことである。立教中は敗戦後、戦時下教育から脱し、戦前の態勢へと復帰していくなか、帆足校長の追放に直面したが、須藤校長事務取扱のもと五年制に復帰し学校の立て直しが試みられた。その後は、佐々木順三を立教に迎えることで、立教中を含む立教学院の本格的な戦後再建が始動することとなった。その一方で、立教中幹部や教職員は一九四六年五月以降、教職員適格審査への対応を余儀なくされ、審査を通過するため東京都とやりとりを重ねていく過程が浮き彫りになった。

第二は、学制改革への立教中の対応の実相が明らかになったことである。一九四七年四月の新学制実施が見込まれるなか、立教中は学内外で、「六・三問題」についての協議・検討を重ねていた。それは、新学制実施を前にした同年一月以降の文部省・東京都発の各中学宛諸通達と、それを受けての立教中の対応からも明らかといえる。従来より立教中の新制発足は、一九四八年四月として語られてきた。しかし、新学制実施をめぐる一連の過程をみる限り、立教中は他の公私立中学と同様に、一九四七年四月の新学制実施の動きに対応し、新制中学発足に向けて準備を進めていたことは確かなものといえる。

第三は、一九四七年以降の立教学院の新学制移行の内実が明らかになったことである。立教学院は敗戦後、学院拡張計画に着手するなかで、新学制へと移行していった。立教中は一九四七年四月に新制中学を発足させ、校内に旧制中学（四、五年）を併置する形で新学制に対応した。その実相は、「立教中学校関係資料」のなかの報告書類により裏付けられた。また「教務日誌」の記録からは、小学校と新制高校の創設過程が明らかとなり、一九四八年四月に発足した両校に新制立教中を併せて、立教学院は名実ともに六・三・三制の学校制度に移行したのであった。

こうした点を考慮すると、新制立教中が、制度上一九四七年四月に発足していたことはほぼ確かなものといえる。しかし立教学院内における認識では、六・三・三制の各校が同時に成立した一九四八年四月を新制発足年と捉えており、先述のような新制立教中発足の通説が定着したと考えられる。

総じて、戦後の学制改革のなかでの六・三・三制の実施は、立教学院に新制各校（小、中、高）を発足させる契機となり、それは、まさに戦後立教学院の「一貫教育」の成立を意味するものであった。そのなかで新制立教中は発足以降、どのような歴史的形成過程を辿っているのか、さらに立教小と新制立教高、一九四九年発足の

新制立教大学との関係はどのようなものであったのか、立教の戦後史のさらなる究明は今後の課題とする。

註

- (1) 三羽光彦「六・三・三制の成立」（法律文化社、一九九九年）。
- (2) 土持ゲーリー法「六・三制教育の誕生―戦後教育の原点」（悠思社、一九九二年）。
- (3) 赤塚康雄「新制中学校成立史研究」（明治図書出版、一九七八年）。
- (4) 東京都立教育研究所編『東京都教育史（通史編四）』（東京都立教育研究所、一九九七年）。
- (5) 伊藤俊太郎「立教中学校 二十世紀」（私家版、一九九六年）。なお、同書は立教中学校校友会誌『いしずえ』（立教中学校、第三〇号―第四五号）に連載した通史「立教中学校 二十世紀」の製本版である。
- (6) 立教中学校一〇〇年史編集委員会編『立教中学校一〇〇年史』（立教中学校、一九九八年）。
- (7) 「立教中学校関係資料」とは、関東大震災から戦後直後までの立教中関係の資料群を指し、主に官公署との往復文書や各種通達、学事報告などの報告書類、教員による日誌など貴重な資料群である（前田一男・立教大学立教学院史資料センター編『国際環境の中のミッションスクールと戦争―立教大学を事例として―（平成14年度～平成16年度科学研究費補助金（基盤研究（B）（2）） 研究成果報告書）立教大学立教学院史資料センター、二〇〇五年）九頁。
- (8) 伊藤俊太郎「立教中学校教務日誌（一）」（四）『チャペルニュー』第四二〇―四二二号、一九九三年、第四二六―四二七号、一九九

- (4年)。
- (9) 本稿で利用する「教務日誌」は、「昭和十九年七月起 教務日誌 其三」(一部)と「昭和二十年七月起(昭和二十三年四月迄) 教務日誌 其四」の二冊である。以下では、「教務日誌 三」及び「教務日誌 四」を略記する。
- (10) 「教務日誌 四」一九四五年八月一八日条。
- (11) 同右日誌、一九四五年八月二〇日条。なお、附設課とは、一九四四年二月一日閣議決定「新規中等学校卒業生ノ勤労働員継続二関スル措置要綱」によって「翌年三月卒業後も引き続き学徒勤労を継続させるため中等学校」に設けられた課程であり、政府はこの附設課に卒業生を進学させることとした(学制百年編集委員会編『学制百年史』文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317693.htm)。
- (12) 同右日誌、一九四五年九月一日条。
- (13) 同右日誌、一九四五年九月三日条。
- (14) 「教務日誌 三」一九三九年八月二二日条、同右日誌、一九四五年九月二〇条。
- (15) 同右「教務日誌 四」一九四五年九月二〇日条。
- (16) 同右日誌、一九四五年一〇月二六日条。
- (17) 前掲伊藤「立教中学校 二十世紀」、前掲『立教中学校一〇〇年史』、永井均・豊田雅幸「傷ついた祭壇とポール・ラッシュの執念―米国立公文書館で発見された写真資料に寄せて―」(『立教』第一八七号、二〇〇三年)、豊田雅幸「立教学院における新制大学への移行―理学部開設問題を中心に―」(『立教学院史研究』第三卷、二〇〇五年)などを参照。
- (18) 「教務日誌 四」一九四五年一〇月二二日条。
- (19) 同右日誌、一九四五年一〇月二四日条。
- (20) 同右日誌、一九四五年一〇月二九日条。
- (21) 同右日誌、一九四五年一月一日・六日条。
- (22) 前掲『立教中学校一〇〇年史』二二六頁。
- (23) 「教務日誌 四」一九四五年二月一五日条。「学校隣組常会」の記録によれば、会の冒頭、須藤は「立教中学校校長事務取扱就任」の紹介を行っている(豊島区学校隣組記録 昭和二十年四月起)立教池袋中学校・高等学校所蔵)。
- (24) 同右日誌、一九四五年一月一九日条。
- (25) 同右日誌、一九四五年二月二四日条。
- (26) 一九四三年の中等学校令によって修業年限は四年に短縮されたが、四六年四月に五年に延長された(「中等学校修業年限延長実施三伴フ措置二関スル件」、発学九〇号、一九四六年二月三日、東京都教育局長発公私立中等学校長宛、「諸通達綴 第二卷 昭和二十年八月以降(至昭和二十一年九月)」、立教池袋中学校・高等学校所蔵)。なお、一九四六年二月一五日の「学校隣組常会」では、東京都教育局視学官より「中等学校学制改正ノ件(内示) 本年四月ヨリ五年制トシテ、四年終了者ハ本年度ニ限リ上級学校受験資格アリ」との指示が出されている(前掲「豊島区学校隣組記録」)。
- (27) 「教務日誌 四」一九四六年四月五日・六日・九日・一三日条。なお、当初は「午前八一・二・五年級、午後八三・四年級」とする二部制がとられた(同日誌、同年同月一三日条)。当時、立教中では豊島区役所と都南工業学校(後に東京商業学校と改称)が教室を間借りしており、その措置として「やむなく二部授業を行」ったため「大分不自由な思いをする事もあった」という(前掲伊藤「立教中学校 二十世紀」二六〇頁、前掲『立教中学校一〇〇年史』二三四頁)。

- (28) 伊藤俊太郎「自治活動のあゆみ」(立教中学校学校友会誌『いしずえ』第一七号、一九六八年)、田中智子「立教中学校学校市制に関する一考察(一)(二)」(『立教学院史研究』第一〇号、二〇一三年二月、第二号、二〇一五年二月)を参照。
- (29) 「教務日誌四」一九四六年九月七日条。
- (30) 前掲伊藤「自治活動のあゆみ」一五頁。
- (31) 「資料1」財団法人立教学院理事會記録「1946(昭和21)年」財団法人立教学院第九十五回理事會記録「一九四六年六月二四日(立教学院百二十五年史編纂委員會編『立教学院百二十五年史料編第一巻』学校法人立教学院、一九九六年)五二一―五三三頁。総長の人選にあたっては、松崎半三郎理事長が南原繁東京大学総長に相談し、そこで佐々木順三を推薦されたという。南原の打診に対し、佐々木は「私学の経験がないから、全く不適當と感じ、即座に辞退した」が、須貝止主教より「是非受諾してもらい度いと懇請され」、「立教の事情を知りつくして居る先生からの申入れであるので、これは立教も真剣だと感じ」、兄たちとの相談のうえ「受諾を決心し」たようだ(佐々木順三「終戦直後の立教」、「立教」第七四号、一九七五年、四一―五頁)。なお、佐々木順三の人物史としては、大島宏・寺崎昌男「佐々木順三―信仰に導かれて―」(『立教学院史研究』第三号、二〇〇五年)を参照されたい。
- (32) 山本礼子「占領下における教職追放―GHQ・SCAP文書による研究」(明星大学出版部、一九九四年)二、五九―一六六、三〇七頁。「教職員」の除去、就職禁止及復職等の件の施行に関する件、閣令、文部・農林・運輸省令第一号、一九四六年五月七日(『近代日本教育制度史料』第二〇巻、大日本雄弁会講談社、一九五七年)史料一〇、三七―一三六二頁。なお、GHQは一九四五年一〇月の指令で、教職追放の基本方針を示し、軍国主義者や極端な国家主義者を教育界から追放するよう指示しており、それを受けて日本政府は同勅令を制定したのであった。
- (33) 「教職員適格審査二関スル勅令施行二ヨル教職員ノ新規採用並二退職ノ取扱二関スル件」、教総発第二六三三号、一九四六年五月二〇日、東京都教育局長発各国民学校長、各青年学校長、各公私立中等学校長宛(前掲「諸通達綴 第二巻」)。
- (34) 「復員軍人の復職又は採用等に関する件」、発令二五一号、一九四六年五月二七日、東京都教育局長発官公私立大学長、大学予科長、高等学校長、専門学校長、教員養成諸学校長、地方長官宛(「諸通達綴 第三巻 昭和二十一年十月以降(至昭和二十二年九月)」立教池袋中学校・高等学校所蔵)。
- (35) 「教務日誌四」一九四六年六月一日・七月五日条。
- (36) 同右日誌、一九四六年七月一日条。
- (37) 同右日誌、一九四六年七月九日条。
- (38) 同右日誌、一九四六年八月二六日条。
- (39) 同右日誌、一九四七年一月二〇日条。
- (40) 「昭和二年度」学校要覧(立教中学校書類 昭和二年度)立教池袋中学校・高等学校所蔵。
- (41) 「教務日誌四」一九四七年六月三日条。
- (42) 同右日誌、一九四七年六月五日条。
- (43) 「復員軍人教職に採用の件」、連合国軍最高司令官総司令部発第三五号(民間情報教育部)、一九四六年五月二二日、高級参謀副官陸軍代将発日本政府宛(終戦連絡中央事務局経由(連合軍司令部通牒綴 昭和二十年十二月)立教池袋中学校・高等学校所蔵)。前掲「復員軍人の復職又は採用等に関する件」。

- (44) 同右「復員軍人の復職又は採用等に関する件」。
- (45) 「教務日誌四」一九四七年六月六日・七日条。
- (46) 同右日誌、一九四七年六月一日条。なお、「立教中学校書類昭和二年度」によれば、佐々木、長澤は一九四六年六月一〇日付で保留となった齋藤は二六日付で適格審査を通過している（前掲「昭和二年度」学校要覧）、「立教中学校書類 昭和二年度」。
- (47) 同右日誌、一九四六年一月二日条。
- (48) 同右日誌、一九四六年五月一日・六月一四日条。
- (49) 同右日誌、一九四六年一月二日条。
- (50) 同右日誌、一九四六年一月一六日条。
- (51) 同右日誌、一九四七年一月三日条。
- (52) 同右日誌、一九四七年二月六日・三月六日条。
- (53) 前掲「学制百年史」（文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/other/detail/1317571.htm）。
- (54) 「教務日誌四」一九四六年一月二日条。
- (55) 同右日誌、一九四六年二月二三日条。
- (56) 同右日誌、一九四七年一月一四日条。
- (57) 同右日誌、一九四七年二月五日・六日条。
- (58) 「昭和二十二年度、入学者募集について」、教中第三号、一九四七年一月二五日、東京都教育局長発各中等学校長宛（前掲「諸通達綴第三巻」）。
- (59) 前掲『東京都教育史（通史編四）』七六三―七六五、八三九―八四一頁。
- (60) 同右、八三九―八四二頁。
- (61) 「教務日誌四」一九四七年一月二九日条。
- (62) 「私立中等学校の生徒募集等の照会について」、教中発第三四号、一九四七年二月二日、東京都教育局中等教育課長発関係私立中等学校設立者宛（前掲「諸通達綴 第三巻」）。
- (63) 同右。
- (64) 「新学校制度実施準備に関する件」、発学第六三号、一九四七年二月一七日、学校教育局長発地方長官宛（近代日本教育制度史料 第二三巻、大日本雄弁会講談社、一九五七年）史料二、二三九―二四〇頁。
- (65) 「教務日誌四」一九四七年二月二四日条。
- (66) 「義務制三ヶ年延長実施計画案」一九四七年二月二五日（平14内閣00018100「吉田内閣閣議書類（その7）昭和二年二月二六日―三月一日」国立公文書館デジタルアーカイブズ）。
- (67) 「私立中等学校の自由募集について」、教中発第七六号、一九四七年三月一日、東京都教員適格審査室発私立中等学校長、私立中等学校設立者宛（前掲「諸通達綴 第三巻」）。
- (68) 「公私立中等学校校長会議開催に就いて」、教中発第七八号、一九四七年三月一日、東京都教育局長発各公私立中等学校長宛（同右）。このほか都教育局は「六・三制教育講座」への出席も勧めている。この講座は、東京女子高等師範学校を会場に三月二六日から三一日まで開催され、その内容は「学制改革の意義」や「新教科運営論」など計一二の講座が用意されていた（六・三制教育講座について、同右）。
- (69) 「教務日誌四」一九四七年三月二九日条。
- (70) 「中学校設置について」、教中発第九五号、一九四七年三月二四日、東京都教育局長発管下各私立中等学校設立者宛（前掲「諸通達綴 第三巻」）。
- (71) 同右。
- (72) 「学制改革（六三三制）による中学校制度実施について」、教中発第

- 一四八号、一九四七年三月二日、東京都教育局長発都立高等専門学
 校長、公私立中等学校長、公私立中等学校設立者、水上及び光明国民
 学校長、国民学校令第十一条による認定学校長、国民学校令第十一条
 による認定設立者宛(同右)。東京都教育局「新制中学校実施要綱」
 (同右)。
- (73) 同右「新制中学校実施要綱」。
- (74) 前掲『東京都教育史(通史編四)』七六三―七六四、八三八頁。
- (75) 『明治学院百五十年史』(学校法人明治学院、二〇一三年)二九四―
 二九六頁。
- (76) 『青山学院九十年史』(学校法人青山学院、一九六五年、四八四―
 四九一頁、『青山学院二〇〇年』(学校法人青山学院、一九九六年)一
 九一―一九二頁。
- (77) 『同志社百年史 通史編二』(学校法人同志社、一九七九年)一三六
 八―一三七四頁。
- (78) 『関西学院百年史 通史編Ⅱ』(学校法人関西学院、一九九八年)八
 三一―八八頁。
- (79) 前掲伊藤「立教中学校 二十世紀」二六七―二八〇頁。
- (80) 前掲豊田「立教学院における新制大学への移行」一一七―一八頁。
 「資料1」文教地区指定申請に就いて」[1947(昭和22)年]
 (前掲『立教学院百二十五年史 資料編第一卷』七七四―七七五頁。
 「教務日誌四」一九四七年四月一七日条。
- (82) 同右日誌、一九四七年七月二日・八月八日条。
- (83) 前掲『立教中学校一〇〇年史』二四五頁。
- (84) 前掲『立教中学校一〇〇年史』二四五頁。
- (85) 「(三) 昭和二十三年度東京都豊島区立教中学校一覽表」(報告書及
 公文書類 昭和二十三年度)立教池袋中学校・高等学校所蔵。
- (86) 前掲「昭和二十三年度」学校要覽」(前掲『立教中学校書類 昭和二十

- 二年度)。
- (87) 「(二) 昭和廿四年度 東京都豊島区 立教中学校一覽表」(報告書
 及公文書類 昭和二十四年度)立教池袋中学校・高等学校所蔵)。
- (88) 「(別紙) 中等学校 中学校(新制)第一表・第二表」をみると、立
 教中が「旧制校」と「新制校」を併置しており、旧制は四年と五年、
 新制は一年から三年という編制であったことが確認できる(前掲『立
 教中学校書類 昭和二十二年)』。
- (89) 「中学校(新制)設置に伴ふ学則の制定について」、教中発第三三八
 号、一九四七年六月一日(同右)。
- (90) 同右。
- (91) 「立教中学校 学則」(同右)。「学則」の第一章「設置目的」には、
 「第一条 本校ハ基督教ニ基ツク人格ノ陶冶ヲ旨トシ教育基本法ノ精
 神ニ則リ小学校ヲ卒業シタ男子ニ平和ト正義ヲ愛シ自由ヲ責任感ニ富
 ム公人ヲ育成スルコトヲ目的トスル」と掲げている。なお、この学則
 には「昭和二十二年七月十八日花房主事 都庁へ持参提出」と手書き
 が残っているが、「教務日誌」にそれに関する記録はない。
- (92) 佐々木順三「立教学院の再建と小学校」(有賀千代吉編『立教小学
 校十年史』立教小学校、立教小学校PTA、立教小学校同窓会、一九
 五七年)三一―四頁。
- (93) 「教務日誌」一九四七年九月二日条。「資料1 財団法人立教学院
 第百貳回理事会記録」[1947(昭和22)年]一九四七年九月二
 五日(立教学院百二十五年史編纂委員会編『立教学院百二十五年史
 資料編第二卷』学校法人立教学院、一九九八年)二一〇―二一一頁。
 (94) 「立教学院経営主体記録抄」一九四七年九月二日、第一〇二回理
 事会(立教学院八十五年史編纂委員編『立教学院八十五年史』学校法
 人立教学院事務局、一九六〇年)四〇―一頁。

- (95) 前掲佐々木「立教学院の再建と小学校」四頁。
- (96) 「教務日誌四」一九四七年一月二日・一日条。
- (97) 「資料2 法人寄附行為変更認可申請」〔1947 (昭和22)年〕、「資料3 (寄附行為変更認可)」〔1947 (昭和22)年〕(前掲『立教学院百二十五年史 資料編第二巻』二二二頁。
- (98) 「教務日誌四」一九四八年一月二二日条。
- (99) 「資料4 (立教小学校設置認可申請)」〔1948 (昭和23)年〕(前掲『立教学院百二十五年史 資料編第二巻』二二二頁。
- (100) 前掲佐々木「立教学院の再建と小学校」四頁。
- (101) 「教務日誌四」一九四八年一月一六日条。
- (102) 前掲佐々木「立教学院の再建と小学校」四頁。
- (103) 「教務日誌四」一九四八年一月二〇日条。
- (104) 「資料5 (立教小学校設置認可)」〔1948 (昭和23)年〕(前掲『立教学院百二十五年史 資料編第二巻』二二四頁。
- (105) 「立教学院経営主体記録抄」一九四八年一月二七日、第一〇三回理事会(前掲『立教学院八十五年史』四〇一頁。
- (106) 「教務日誌四」一九四八年二月一六日条。
- (107) 有賀千代吉「創立より今日まで」(前掲『立教小学校十年史』)一三一―一五頁、「はじめの頃の立教小学校座談会」(『立教小学校』PTA通信特集号)第六巻第三号、一九五四年)一三一―一四頁。
- (108) 「教務日誌四」一九四八年三月六日・七日条。「主事日誌」一九四八年三月六日・七日・八日・二二日条(同右『立教小学校十年史』、同右有賀「創立より今日まで」一七一―一八頁。
- (109) 同右「主事日誌」、一九四八年三月一七日条。
- (110) 「教務日誌四」一九四七年一〇月二四日・二五日条。
- (111) 同右日誌、一九四八年一月二六日条。
- (112) 「資料1 (新制高等学校の承認)」〔1947 (昭和22)年〕(前掲『立教学院百二十五年史 資料編第二巻』三八五―三八六頁。
- (113) 「教務日誌四」一九四八年二月四日・六日条。
- (114) 「資料2 佐々木喜市「立教高等学校十年の歩み」(1958 (昭和33)年)(立教高等学校50年誌編集委員会編『立教高等学校50年誌』立教高等学校、一九九九年)八頁。
- (115) 「教務日誌四」一九四八年二月二二日条。
- (116) 前掲「資料2 佐々木喜市「立教高等学校十年の歩み」九頁、小木鐵彦「愛行」(日本聖公会出版事業部、一九六九年)四六一―四六二頁。
- (117) 「資料3 (高等学校設置認可)」〔1948 (昭和22)年〕(前掲『立教学院百二十五年史 資料編第二巻』三八七―三八八頁。
- (118) 前掲小木「愛行」四六九頁。
- (119) 「教務日誌四」一九四八年二月二八日。
- (120) 同右、一九四八年三月一日・二日・三日条。
- (121) 同右、一九四八年三月二〇日条。
- (122) 「立教学院経営主体記録抄」一九四八年四月二八日、第一〇四回理事会(前掲『立教学院八十五年史』四〇一頁。
- (123) 新制中学の発足にあたり、東京都は、各中学に旧制中学の廃止の手續きを取らせている。一九四八年五月一日付の「連絡書類」には、「旧制中等学校の廃止手續について(教育局長)」との記載が確認できる(『諸通達綴 第四巻 自昭和二十二年十月至昭和二十四年十二月』立教池袋中学校・高等学校所蔵)。ちなみに、立教は、一九四九年三月に旧制立教中廃止の認可を申請している(立教学院理事長松崎半三郎「立教中」学校廃止申請について)一九四九年三月、情報公開法による東京都庁開示文書)。

なお、筆者は文部科学大臣および東京都知事に対し、敗戦後の立教学院（立教中学校も含めて）に関わる文書についての情報公開請求を行ったが、文部省からは該当文書の不存在、東京都からは先述の旧制立教中廃止の文書のみ存在との回答を得るに至った。以上から現時点では、当該期の史料を国や都へ文書開示請求することは難しいものといえる。

【付記】

本稿は、立教学院史資料センター・研究プロジェクト4「立教中学校関係資料研究会」における「立教中学校教務日誌」（一九四六年四月～一九四八年三月）に関する研究報告の成果である。プロジェクト4研究員の安達宏昭氏、奈須恵子氏、油井原均氏、田中智子氏からは、研究報告および原稿執筆にあたって多くの助言をいただいた。この場を借りてお礼申し上げる。